

第1章 はじめに

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

自殺対策に関して、国においては、平成10年に年間の自殺者数が3万人を超えて以来、増え続ける自殺者数に対して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて平成18年に自殺対策基本法が制定されました。平成19年6月には、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱が策定されました。

また、平成28年4月に改正自殺対策基本法が施行され、市区町村は、自殺総合対策大綱および都道府県自殺対策計画ならびに地域の実情を勘案して自殺対策計画を策定することとなりました。

さらに、平成29年7月には、自殺総合対策大綱が自殺の実態を踏まえた見直しが行われ、「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱および地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。」とされたところです。

守山市では、平成21年度以降、従来からの相談や啓発といった取組に加え、相談窓口等を案内するリーフレットの全戸配布、市役所の窓口担当職員等を対象とした研修会、守山野洲医師会会員、民生委員・児童委員、健康推進員、介護サービス事業所職員等の方々を対象としたゲートキーパー研修を行ってきました。

また、平成22年度に全庁的な取組の検討の場として、自殺対策に関わる関係課による「守山市自殺対策庁内連絡会」を設置し、平成23年度には関係機関および団体等で構成する「守山市自殺対策連絡協議会」を設置し、総合的かつ具体的な取組について検討を行ってきました。平成24年3月には「守山市自殺対策基本指針」を取りまとめ、平成28年3月には、その見直しを行ってきました。

自殺は、その多くが追い詰められた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があるとおり、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものであって、一部のみに特有の問題ではありません。

そのため、自殺の予防は社会的な問題であるという基本認識のもと、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」を実施することが重要です。

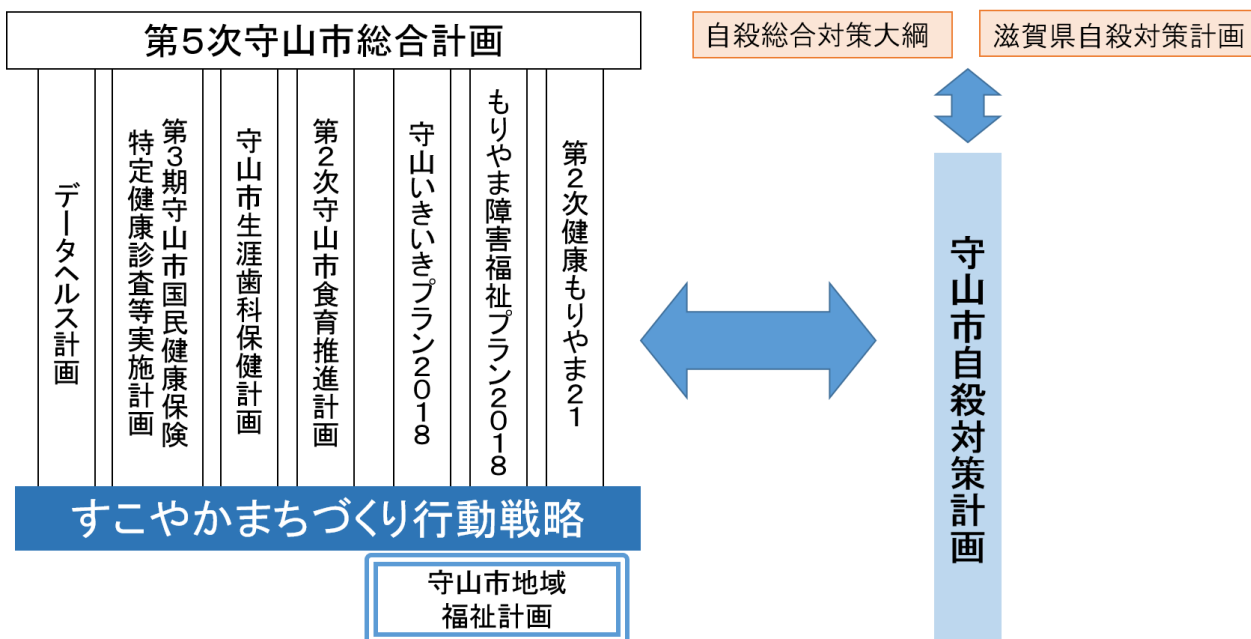
こうした状況を踏まえ、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを促進するための環境整備の充実を図るため、新たに「守山市自殺対策計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画については、平成22年9月策定の「第5次守山市総合計画」を上位計画とし、すこやかまちづくり行動戦略、第2次健康もりやま21と整合を図った上で策定しました。

■ 計画の位置付け



(2) 計画策定体制

この計画は、全庁的な計画策定体制とするため、自殺対策に関わる関係課による「守山市自殺対策庁内連絡会」にて計画内容の協議を行うとともに、幅広い関係者の参画を図るため、学識経験者、守山野洲医師会、民生委員・児童委員などの保健医療福祉関係者、産業界等からなる「守山市自殺対策連絡協議会」においても、多角的見地から意見をいただきました。

さらに、策定期間中、市民の皆さんからの意見を反映するために、パブリックコメントを実施しました。

(3) 計画期間

計画期間は、滋賀県自殺対策計画および第2次健康もりやま21と整合を図り、平成31年度(2019年度)から平成34年度(2022年度)までの4か年計画とします。

■ 計画の期間

